

(証券コード9034)
2025年6月11日
(電子提供措置の開始日2025年6月4日)

株 主 各 位

千葉県東金市東金582番地
南総通運株式会社
代表取締役社長 今井利彦

第116期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第116期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第116期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.nanso.co.jp/ir-news/irnews-year/year2025/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月26日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県千葉市中央区問屋町1-45 千葉ポートスクエア内
TKPガーデンシティ千葉 4階 コンチェルト

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第116期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第116期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ~~~~~
- 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- お願い： 当日当社では、環境問題への取組みとして、当社役員及び係員がノーネクタイのクールビズスタイルにて開催させていただきます。何卒、趣旨をご理解いただきご了承いただくとともに、軽装にてご来場ください。

事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国の経済は、雇用・賃金の改善から個人消費の回復の兆しが見られたものの、地政学的なリスクが続き、資源・原料価格の高騰による物価上昇のため、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような経済情勢の中、物流業界においては、国内貨物輸送量が減少するとともに、高止まりする燃料費、「物流2024年問題」への対応としての人件費などのコスト上昇により、企業経営を取り巻く環境は厳しい状況で推移いたしました。

当社グループは、軽油燃料費や電気料金の高騰が顕著であった経営環境のもと、物流拠点を核としたトータルロジスティクスを中心にお客様にご満足のいただける物流サービスをご提案・ご提供し、新規のお客様開拓、既存のお客様との取引拡大に積極的に取組むと同時に、お客様の物流最適化にご協力させていただくべく、高い品質を伴う輸送や倉庫内オペレーションの効率化と経費節減にも積極的に取組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の営業収入は、16,106百万円（前期比4.0%増）となり、営業利益は2,018百万円（前期比3.1%増）、経常利益は2,026百万円（前期比4.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,370百万円（前期比△13.4%減）となりました。

(2) 企業集団の事業セグメント別営業収入

事業セグメント別	営業収入	構成比	前期増減比
	百万円	%	%
貨物自動車運送事業	6,584	40.9	6.7
倉庫事業	4,396	27.3	2.6
附帯事業	3,733	23.2	2.0
不動産事業	889	5.5	△8.0
建設事業	418	2.6	△45.0
その他の事業	352	2.2	△0.3
セグメント間の内部営業収入	△268	△1.7	△62.5
合計	16,106	100.0	4.0

(3) 資金調達等についての状況

該当事項はありません。

(4) 設備投資の状況

特記事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第113期 (2022年3月期)	第114期 (2023年3月期)	第115期 (2024年3月期)	第116期 (2025年3月期) 当連結会計年度
営 業 収 入	14,299	14,424	15,480	16,106
親会社株主に帰属する当期純利益	1,033	1,082	1,583	1,370
1株当たり当期純利益	103.76円	108.66円	158.97円	138.28円
総 資 産	32,818	34,675	35,177	33,466

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

(注) 2. 当社は2024年1月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第113期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

② 事業報告作成会社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第113期 (2022年3月期)	第114期 (2023年3月期)	第115期 (2024年3月期)	第116期 (2025年3月期) 当期
営 業 収 入	11,969	12,544	13,533	14,110
当 期 純 利 益	1,039	1,073	1,550	1,389
1株当たり当期純利益	104.35円	107.75円	155.69円	140.18円
総 資 産	29,666	31,497	32,187	30,647

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

(注) 2. 当社は2024年1月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第113期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 企業集団の対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、資源・エネルギー価格の高止まりに加え、アメリカの貿易政策の見直し、企業の設備投資意欲の減退など、先行きの不透明感は継続するものと思われま

す。当社グループは、これらの経済状況に加え、人員不足、人件費の高騰など、「物流2024年問題」を引き続き抱える厳しい経営環境とはなりますが、業務の効率化、コスト上昇分の価格転嫁に取組むとともに、経営成績に大きな影響を及ぼす軽油価格の動向に注視するとともに、エネルギー資源の動静に起因する電気料金の高騰などに対する省エネルギー対策にも取組みながら、コスト抑制を実施してまいります。

また、このような経営環境の下、当社グループ一丸となりシナジー効果を発揮させ「地域社会と共存共栄し、お客様から信頼を得る」、「物流を通じて社会生活を豊かにする」の経営理念のもと、一層の営業力強化と提案営業を積極的に展開し、お客様との信頼関係を構築して、高品質でより良いサービスの提供に向けた重点施策として「事業拡大」、「収益化構造の構築」、「人材育成と採用」、「働き方改革の実現」、「安全・衛生の推進強化」、「社会貢献」に取り組んでまいります。

その中でも「働き方改革の実現」では働き方改革関連法に伴う「2024年問題」への取組み、「社会貢献」では「環境保全」として異常気象や自然災害など環境問題の課題に対して、エコドライブの継続強化、リトレッドタイヤの使用推進、環境適応車両の導入推進、照明施設のLED化等、脱炭素社会の実現に向けた資源・CO2削減の推進を重点的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
南総総業株式会社	10百万円	100%	清涼飲料製造及び補助作業
南総建設株式会社	20百万円	100%	建設業
南総タクシー株式会社	10百万円	99.9%	一般乗用旅客自動車運送事業

(8) 主要な事業内容

区域貨物運送業、倉庫業、その他運送に附帯する事業、不動産業、清涼飲料水製造及び補助作業、建設業、各種製造業請負、一般乗用旅客自動車運送事業

(9) 主要な営業所及び事業所

- ① 当 社 本 社 千葉県東金市東金582番地
支 店 東金支店（千葉県東金市）
茂原支店（千葉県長生郡長柄町）
佐倉支店（千葉県佐倉市）
千葉支店（千葉市中央区）
茂原中央支店（千葉県長生郡長柄町）
茨城支店（茨城県龍ヶ崎市）
事業所 茂原東郷事業所（千葉県茂原市）
営業所 埼玉営業所（埼玉県本庄市）

- ② 子 会 社 南総総業株式会社 千葉県東金市東金
南総建設株式会社 千葉県東金市東金
南総タクシー株式会社 千葉県東金市東金

(10) 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
894 名	(減) 15名

(11) 借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株 式 会 社 千 葉 銀 行	4,202
株 式 会 社 京 葉 銀 行	2,196
株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行	926
銚 子 信 用 金 庫	315
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	40
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	100

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 9,428,512株 (自己株式571,488株を除く。)
 (3) 株主数 2,816名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	百株	%
総 和 商 事 株 式 会 社	5,820	6.1
今 井 利 彦	5,626	5.9
自 社 従 業 員 持 株 会	5,342	5.6
宮 田 修	2,994	3.1
土 屋 任	2,985	3.1
今 井 貴 美 子	2,869	3.0
株 式 会 社 エ ル マ ッ ク ス	2,340	2.4
S B S ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト	2,320	2.4
中 村 隆 則	2,299	2.4
松 崎 知 人	1,600	1.6

- (注) 1. 持株数は百株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除し小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役社長	今 井 利 彦	
取締役副社長	今 関 仁 孝	営業本部長 南総タクシー株式会社取締役
取締役副社長	伊 藤 和 久	飲料物流本部長兼茂原支店長兼茂原中央支店長 南総総業株式会社取締役
取締役常務執行役員	青 木 勝 也	東金支店長
取 締 役	平 原 裕 之	南総建設株式会社代表取締役社長
取 締 役	菅 野 茂 徳	菅野法律事務所代表 AG債権回収株式会社取締役
取 締 役	矢 野 政 信	
取 締 役	吉 澤 智 子	社会保険労務士吉澤事務所代表 労働保険事務組合中小企業商工者協会理事長
常 勤 監 査 役	古 川 幸 男	南総タクシー株式会社監査役
監 査 役	大 坪 照 康	株式会社新千葉カントリー倶楽部代表取締役 フジ産業株式会社代表取締役
監 査 役	菊 地 豊	
監 査 役	御 子 柴 顯	御子柴顯公認会計士事務所代表

- (注) 1. 取締役菅野茂徳、矢野政信、吉澤智子の各氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役大坪照康、菊地豊、御子柴顯の各氏は、社外監査役であります。
 3. 菅野茂徳、矢野政信、吉澤智子の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 社外役員に関する事項

① 取締役

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	菅 野 茂 徳	当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、弁護士としての豊富な経験、特に企業法務の幅広い見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	矢 野 政 信	当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、豊富な経験と地域経済の動向に関する高い見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	吉 澤 智 子	当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、社会保険労務士としての豊富な企業サポート経験と幅広い見識から議案審議に必要な発言を適宜行っております。

- (注) 1. 取締役菅野茂徳氏が代表を務める菅野法律事務所と当社は顧問契約を締結しておりますが、報酬額は極めて少額であり、意思決定に影響を及ぼすことはないかと判断しております。また、同氏が取締役を務めるAG債権回収株式会社と当社の間に、特別な取引関係はありません。
2. 取締役吉澤智子氏が代表を務める社会保険労務士吉澤事務所と当社の間に特別な取引関係はありません。また、同氏が理事長を務める労働保険事務組合中小企業商工者協会と当社の間に特別な取引関係はありません。

② 監査役

区 分	氏 名	主な活動状況
監 査 役	大 坪 照 康	当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また、当期開催の監査役会11回のうち11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	菊 地 豊	当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また、当期開催の監査役会11回のうち11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	御 子 柴 顯	当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また、当期開催の監査役会11回のうち11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

- (注) 1. 監査役大坪照康氏が代表取締役を務める株式会社新千葉カントリー倶楽部、フジ産業株式会社と当社の間に特別な取引関係はありません。
2. 監査役御子柴顯氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役御子柴顯氏が代表を務める御子柴顯公認会計士事務所と当社の間に、特別な取引関係はありません。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求に係る訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反等の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、2021年2月8日開催の取締役会にて決議いたしました。その内容は、中長期的視点で経営に取組みつつ、株主様への利益還元の見点から単年度の業績の向上、利益確保を追求するという考えの下、取締役の報酬は、固定報酬と業績向上に対するインセンティブを高めることを目的とした業績連動報酬によって構成するものとしたしました。業績連動報酬の算定指標は事業の成績を表す重要な指標である「営業利益」とし、「営業利益」を基に取締役会で定めた算定式により算出するものとしたします。当該指標を選択した理由は、中長期的な経営の安定という視点から本業である物流事業での利益の確保が重要と考え、当該指標を選択するものであります。また、固定報酬と業績連動報酬の構成比は、業績連動報酬は3割程度としております。なお、第116期事業年度の実績連動報酬の算定指標となる第115期事業年度の営業利益は、連結1,958,129千円、単体1,634,927千円でありました。

第116期事業年度の実績連動報酬につきましては、上記方針に基づき、2024年7月16日開催の取締役会において報酬を決定しております。

また、決定した報酬は、固定報酬部分については当社規程に基づくものであり、業績連動報酬については、算定指標である営業利益から多角的に検討された算定式により算出されたものであり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

社外取締役及び監査役の報酬は、その役割と独立性の見点から固定報酬のみで構成することとし、社外取締役の報酬額は取締役会、各監査役の報酬額は監査役の協議によって決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は2006年6月29日開催の定時株主総会において取締役の報酬額の上限を年額264,000千円、監査役の報酬額の上限を年額18,000千円とそれぞれ決議されております。当該定時株主総会最終時点の実績連動報酬の員数は5名、監査役の員数は3名であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	153 (9)	94 (9)	58 (-)	- (-)	- (-)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	10 (6)	10 (6)	- (-)	- (-)	- (-)	4 (3)

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

40,000千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

40,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、当社監査役会は、会計監査人から提出された監査計画の妥当性や適切性を確認するとともに、取締役会、関係各部署からの報告、聴取を通じて、従前の事業年度における職務遂行状況、報酬見積の算出根拠等を検討した結果、当該報酬額を相当であると確認したものであります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬を区分しておりませんので、①の金額には、金融商品取引法上の監査の報酬等を含めております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断したときには、監査役会は会社法第340条の規定により会計監査人の解任を決定いたします。また、そのほか会計監査人であることにつき支障があると判断されるときには、解任又は不再任の議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制システム構築の基本方針は次のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 「南総通運グループ コンプライアンスガイドライン」を制定し、「社員行動指針」を中心に取締役及び使用人の法令遵守体制の強化推進を行う。
 - (2) コンプライアンス担当責任部署により、役職員に対し教育・研修を継続的に行う。
 - (3) 監査役は取締役及び使用人の職務の遂行について監査を行う。
 - (4) 社長直轄の監査部を設置し、取締役及び使用人のその職務の執行において法令、定款及び社内規程の遵守状況について監査を行う。
 - (5) 内部通報体制を整備し、取締役及び使用人の法令・定款違反を未然に防止するとともに違反行為に対しては、懲罰規程に基づき厳正に処分する。
 - (6) 反社会的勢力との関係を排除するとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては警察・弁護士等と連携し、当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役及び使用人の職務の執行に係る電磁的記録を含む重要な文書、情報については「文書管理規程」に従い保存期間、責任部署を規定し保管、管理する。
 - (2) 取締役及び監査役はいつでもこれらの保管された文書、情報を閲覧することができる。
3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - (1) リスク管理規程を制定し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、リスクの管理体制を明確化し、有事の際の迅速かつ適切な緊急連絡体制と緊急事態に対する体制を整備する。
 - (2) 監査部は各責任部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役に報告する。
 - (3) 役職員に対しリスク管理に関する教育・研修を継続的に行う。
 - (4) 取締役会は、リスク管理体制につき定期的な見直しを行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 決裁規程を定め、重要性に応じた意思決定を迅速に行う。
 - (2) 組織規程、業務分掌把握規程等の規定を定め、業務を効率的に遂行する。
 - (3) 取締役会は、中長期経営計画・戦略を策定し、その進捗等につき定期的な検証を行う。
 - (4) 監査役又はその補助人はこれらの業務運営の内部監査を行い、これらの体制の検証を行う。

5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社子会社を当社の一部署と位置づけ、「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」、「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」、「損失の危険の管理に関する規定その他の体制」、「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」につき、グループとしての管理体制を整備する。
 - (2) グループ各社は、当社と情報共有、連絡体制の強化を図る。
 - (3) 監査部は、当社グループ各社に対し監査を実施する。
 - (4) グループ各社の取締役及び使用人は経営状況、財務状況につき当社取締役会等において定期的に報告を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要な員数、求められる資質等を協議の上、適切に配置する。
 - (2) 監査役の補助に当たる使用人は、監査役の指揮命令の下業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。
 - (3) 監査役の補助に当たる使用人の任命、異動、懲戒等については、監査役の意見、同意を得て行うものとする。
 - (4) 取締役及び使用人は、監査役の補助に当たる使用人の業務が円滑に行われるように監査環境の整備に協力する。

7. 監査役に報告をするための体制、並びに報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 監査役は、年度監査計画を策定し、当該計画に従い取締役及び使用人から報告を受ける。
 - (2) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実又はおそれのある事実発見した場合は直ちに監査役に報告する。
 - (3) 内部監査部署は、その監査計画や監査結果を監査役に定期報告する。
 - (4) グループ会社の取締役、監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそれらのおそれのある事実を発見した場合は直ちに当社担当部署に報告する。
 - (5) グループ会社の取締役、監査役及び使用人は、会社の事業の状況、コンプライアンス、内部統制システムの整備・運用状況につき当社担当部署に定期報告する。
 - (6) グループ会社より報告を受けた当社担当部署は直ちに監査役に報告する。
 - (7) 内部通報体制の対象にグループ会社を含め、重大な問題にかかる通報について、監査役への適切な報告体制を確保する。
 - (8) 監査役は、取締役及び使用人から得た情報について、第三者に報告の義務を負わない。
 - (9) 監査役は、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。
8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還等を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行により生じたものでないことを証明できる場合を除きこれに応じる。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、社内的重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べることができるよう、取締役会その他重要な会議に出席する機会を確保する。
 - (2) 取締役及び使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、意見交換、グループ会社調査等の監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
 - (3) 監査役は、監査の実施及びその活動に当たり必要と認められる場合には、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができる。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及びグループ各社は、金融商品取引法その他法令等に基づき、有効かつ適正な内部統制の体制の整備をするとともに、会計監査人との連携を図り、継続的に財務報告及び体制の検証を行う。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）におきましては、基本方針に基づき以下の取組みを行っております。

1. 当社及びグループ各社の内部統制システムの整備・運用状況を当社の監査部がモニタリングし、改善を進めております。
2. 当社及びグループ各社の役職員に対し、社内研修において、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、教育、説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを行っております。
3. 当社のグループ経営戦略会議にグループ各社の取締役が出席し、経営状況、財務状況及び内部統制システムの運用状況等の報告を継続して行っております。
4. 監査部は、年間活動計画に基づき、当社及びグループ各社の各部門の業務執行につき監査を実施し、その結果につき代表取締役へ報告を行っております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,058,294	流 動 負 債	4,334,274
現金及び預金	3,833,195	支払手形及び営業未払金	561,561
受取手形及び営業未収金	1,847,247	短期借入金	870,049
電子記録債権	270,014	一年内返済予定長期借入金	711,482
その他	107,937	未払法人税等	403,275
貸倒引当金	△101	賞与引当金	360,230
固 定 資 産	27,407,769	その他	1,427,676
有 形 固 定 資 産	26,270,172	固 定 負 債	7,156,512
建物及び構築物	8,330,340	長期借入金	6,196,707
機械装置及び運搬具	551,429	繰延税金負債	46,932
土地	15,572,442	長期未払費用	105,728
建設仮勘定	1,721,534	退職給付に係る負債	375,919
その他	94,425	資産除去債務	32,356
無 形 固 定 資 産	57,867	預り保証金	398,867
投資その他の資産	1,079,729	負 債 合 計	11,490,786
投資有価証券	505,748	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	393,275	株 主 資 本	21,734,089
その他	204,885	資本金	538,500
貸倒引当金	△24,180	資本剰余金	497,585
		利益剰余金	21,290,395
		自己株式	△592,392
		その他の包括利益累計額	241,171
		その他有価証券評価差額金	241,171
		非支配株主持分	15
		純 資 産 合 計	21,975,276
資 産 合 計	33,466,063	負 債 純 資 産 合 計	33,466,063

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営業収入		16,106,285
営業支出		13,177,508
営業総利益		2,928,777
一般管理費		910,679
営業利益		2,018,097
営業外収益		
受取利息及び配当金	14,914	
受取手数料	2,231	
受取助成金	8,252	
受取保険金	2,580	
車輛売却益	12,259	
共済解約手当金	9,600	
その他の	17,228	67,066
営業外費用		
支払利息	56,118	
その他の	2,849	58,967
経常利益		2,026,196
特別利益		
投資有価証券売却益	70,228	70,228
特別損失		
減損損失	86,404	86,404
税金等調整前当期純利益		2,010,020
法人税、住民税及び事業税	671,681	
法人税等調整額	△32,337	639,343
当期純利益		1,370,676
非支配株主に帰属する当期純損失		△3
親会社株主に帰属する当期純利益		1,370,679

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2024年4月1日残高	538,500	497,585	20,397,724	△15,188	21,418,621
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△478,009		△478,009
親会社株主に帰属する当期純利益			1,370,679		1,370,679
自己株式の取得				△577,203	△577,203
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	892,670	△577,203	315,467
2025年3月31日残高	538,500	497,585	21,290,395	△592,392	21,734,089

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
2024年4月1日残高	244,847	244,847	19	21,663,488
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△478,009
親会社株主に帰属する当期純利益				1,370,679
自己株式の取得				△577,203
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△3,675	△3,675	△3	△3,678
連結会計年度中の変動額合計	△3,675	△3,675	△3	311,788
2025年3月31日残高	241,171	241,171	15	21,975,276

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は次の3社であり、全ての子会社を連結しております。

南総総業株式会社

南総建設株式会社

南総タクシー株式会社

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 15年～38年

構築物 10年～30年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時に損益処理しております。

③ 連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 一時点での収益の認識（貨物自動車運送事業、倉庫事業、附帯事業、その他事業）

貨物自動車運送事業、倉庫事業、附帯事業において、顧客と約束した一連の財又はサービスを単一の履行義務として識別しております。

貨物自動車運送事業においては、履行義務が充足するまでの期間が短期間であることから輸送完了日、倉庫事業においては、保管・入出庫完了日、附帯事業においては、完了した作業の検収日に、約束した一連の財又はサービスの支配が顧客に移転した時点として収益を認識しております。

② 一定期間にわたる収益の認識（建設事業）

建設事業に係る収益は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

決算日における工事進捗度の見積方法

発生原価に基づくインプット法によっております。

進捗率を見積もることのできない工事契約

原価回収基準で収益を認識する方法によっております。

③ その他（不動産事業）

不動産事業に係る収益は、商業用施設等の不動産の賃貸を行っており、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号2007年3月30日）等に基づき収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65号-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

有形固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	26,270,172千円
減損損失	86,404千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、資産グループより生じる将来キャッシュ・フローを見積り、有形固定資産の減損損失の認識検討を実施しております。重要な資産グループである宮本倉庫グループ(資産グループ有形固定資産簿価計3,903,462千円)を含め、減損の兆候が生じている資産グループについては、翌連結会計年度の予算、主要な資産の残存使用年数、並びに各資産グループに応じた価格下落リスク及び空き室リスク等、連結計算書類作成時において入手可能な情報に基づき割引前将来キャッシュ・フロー総額の見積りを行っております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動、及び顧客との賃貸借契約締結状況の変化等によって影響を受ける可能性があり、資産グループの見積りの見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、有形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	936,790千円
土 地	10,074,067
計	11,010,857

(2) 担保に係る債務

短期借入金	415,049千円
一年内返済予定長期借入金	496,741
長期借入金	4,104,947
預り保証金	94,660
計	5,111,398

2. 有形固定資産の減価償却累計額 21,066,854千円

(連結損益計算書注記)

1. 減損損失に関する事項

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用 途	種 類	場 所	その他	金 額
賃貸用不動産	土地	千葉県勝浦市		27,733千円
賃貸用不動産	建物等	千葉県匝瑳市		52,467千円
事務所	建物等	千葉県茂原市		6,203千円
合 計				86,404千円

(グルーピングの方法)

原則として支店、営業所における倉庫等ごとに区分し、賃貸用不動産及び遊休資産については、個々の物件を単位としております。

(経 緯)

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっているまたは市場価格の著しい下落等が認められる拠点のうち、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回っている拠点について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準又は固定資産税評価額等に基づいて評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	10,000,000	—	—	10,000,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	229,046千円	23円00銭	2024年 3月31日	2024年 6月28日
2024年11月7日 取締役会	普通株式	248,962千円	25円00銭	2024年 9月30日	2024年 12月16日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

- ① 配当金の総額 235,712千円
- ② 1株当たり配当額 25円
- ③ 基準日 2025年3月31日
- ④ 効力発生日 2025年6月30日

なお、配当原資につきましては、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び営業未収金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信限度管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額17,520千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

また、現金及び預金、受取手形及び営業未収金、電子記録債権、支払手形及び営業未払金、短期借入金（ただし、一年内返済予定の長期借入金を除く）は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	488,228	488,228	—
(2) 長期借入金	(6,908,189)	(6,753,717)	△154,471

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが、それぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が

最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	488,228	—	—	488,228
資産計	488,228	—	—	488,228

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	6,753,717	—	6,753,717
負債計	—	6,753,717	—	6,753,717

(注)時価の算定に用いた評価技法及び算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、借入当初からの金利変動及び信用スプレッドの変動相当額を、帳簿価額に調整することによって時価を算定しており、当社自身の信用スプレッドについては直近の調達レートを参照していることから、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、千葉県等において賃貸用の店舗、事務所及び倉庫等（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時 価
20,348,638千円	21,360,498千円

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下の記載のとおりであります。

(単位：千円)

	貨物自動車運送事業	倉庫事業	附帯事業	不動産事業
顧客との契約から生じる営業収入	6,570,368	4,396,282	3,733,623	—
その他の営業収入	—	—	—	883,661
外部顧客への営業収入	6,570,368	4,396,282	3,733,623	883,661

	建設事業	計	その他	合計
顧客との契約から生じる営業収入	172,296	14,872,570	350,054	15,222,624
その他の営業収入	—	883,661	—	883,661
外部顧客への営業収入	172,296	15,756,231	350,054	16,106,285

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項) 3. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	2,330円72銭
1 株当たり当期純利益	138円28銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

南 総 通 運 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 石 田 義 浩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 肝 付 晃
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、南総通運株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、南総通運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第116期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

南総通運株式会社 監査役会

常勤監査役	古川 幸男 ㊞
監査役（社外監査役）	大坪 照康 ㊞
監査役（社外監査役）	菊地 豊 ㊞
監査役（社外監査役）	御子柴 顯 ㊞

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,180,975	流動負債	3,874,326
現金及び預金	2,220,707	営業未払金	544,024
受取手形	38,363	短期借入金	855,049
営業未収金	1,533,752	一年内返済予定長期借入金	612,074
電子記録債権	270,014	未払金	114,328
貯蔵品	18,942	未払費用	428,146
前払費用	58,711	未払法人税等	346,014
その他の	40,536	未払消費税等	149,910
貸倒引当金	△54	預り金	92,122
固定資産	26,466,062	前受金	186,766
有形固定資産	24,933,900	賞与引当金	317,300
建物	6,419,368	その他の	228,589
構築物	1,290,565	固定負債	6,709,485
車両及び運搬具	535,180	長期借入金	5,874,776
工具、器具及び備品	85,941	退職給付引当金	357,375
土地	14,833,960	資産除去債務	32,356
建設仮勘定	1,768,885	預り保証金	348,991
無形固定資産	54,289	長期未払費用	95,986
借地権	26,171	負債合計	10,583,811
水道施設利用権	11,030	純資産の部	
電話加入権	5,615	株主資本	19,926,406
ソフトウェア	11,471	資本金	538,500
投資その他の資産	1,477,871	資本剰余金	497,585
投資有価証券	332,709	資本準備金	497,585
関係会社株式	762,637	利益剰余金	19,482,712
出資金	15,390	利益準備金	91,035
破産更生債権等	18,728	その他利益剰余金	19,391,677
繰延税金資産	212,412	固定資産圧縮積立金	36,011
差入保証金	67,829	別途積立金	14,550,000
その他の	92,141	繰越利益剰余金	4,805,665
貸倒引当金	△23,978	自己株式	△592,392
		評価・換算差額等	136,819
		その他有価証券評価差額金	136,819
資産合計	30,647,037	純資産合計	20,063,225
		負債純資産合計	30,647,037

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収入	14,110,675
営業支出	11,514,636
営業総利益	2,596,038
一般管理費	842,863
営業利益	1,753,174
営業外収益	
受取利息及び配当金	211,697
受取手数料	25,683
受取助成金	2,378
受取保険金	643
車輻売却益	12,259
その他	15,897
	268,559
営業外費用	
支払利息	53,340
その他	753
	54,094
経常利益	1,967,640
特別利益	
投資有価証券売却益	28,848
	28,848
特別損失	
減損損失	27,733
子会社株式評価損	32,557
	60,290
税引前当期純利益	1,936,197
法人税、住民税及び事業税	563,735
法人税等調整額	△17,042
当期純利益	1,389,504

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
2024年4月1日残高	538,500	497,585	91,035	45,092	14,050,000	4,385,088
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△478,009
当期純利益						1,389,504
自己株式の取得						
固定資産圧縮積立金取崩額				△9,081		9,081
別途積立金積立額					500,000	△500,000
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)						
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	△9,081	500,000	420,576
2025年3月31日残高	538,500	497,585	91,035	36,011	14,550,000	4,805,665

(単位：千円)

	株 主 資 本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
	利益剰余金合計				
2024年4月1日残高	18,571,217	△15,188	19,592,114	132,806	19,724,921
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当	△478,009		△478,009		△478,009
当期純利益	1,389,504		1,389,504		1,389,504
自己株式の取得		△577,203	△577,203		△577,203
固定資産圧縮積立金取崩額	—		—		—
別途積立金積立額	—		—		—
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)				4,012	4,012
当事業年度中の変動額合計	911,495	△577,203	334,292	4,012	338,304
2025年3月31日残高	19,482,712	△592,392	19,926,406	136,819	20,063,225

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 15年～38年

構築物 10年～30年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時に損益処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 一時点での収益の認識(貨物自動車運送事業、倉庫事業、附帯事業、その他事業)

貨物自動車運送事業、倉庫事業、附帯事業において、顧客と約束した一連の財又はサービスを単一の履行義務として識別しております。

貨物自動車運送事業においては、履行義務が充足するまでの期間が短期間であることから輸送完了日、倉庫事業においては、保管・入出庫完了日、附帯事業においては、完了した作業の検収日に、約束した一連の財又はサービスの支配が顧客に移転した時点として収益を認識しております。

(2) その他(不動産事業)

不動産事業に係る収益は、商業用施設等の不動産の賃貸を行っており、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号2007年3月30日)等に基づき収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65号-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

有形固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	24,933,900千円
減損損失	27,733千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「(会計上の見積りに関する注記)有形固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建	物	856,972千円
土	地	10,018,877
計		10,875,850

(2) 担保に係る債務

短期借入金	400,049千円
一年内返済予定長期借入金	471,745
長期借入金	4,075,705
預り保証金	94,660
計	5,042,160

2. 有形固定資産の減価償却累計額 19,534,672千円

3. 保証債務

連結子会社の金融機関からの借入債務に対して、保証を行っております。

南総総業株式会社	170,540千円
----------	-----------

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	14,583千円
短期金銭債務	56,262千円
長期金銭債務	400千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引高

営業収入	184,973千円
営業費用	331,907千円

(2) 営業取引以外の取引高

資産購入高	106,859千円
その他	223,718千円

2. 減損損失に関する事項

当社は、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類	その他	金額
賃貸用不動産	千葉県勝浦市	土地		27,733千円

(グルーピングの方法)

原則として支店、営業所における倉庫等ごとに区分し、賃貸用不動産及び遊休資産については、個々の物件を単位としております。

(経緯)

市場価格が著しく下落している拠点のうち、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回っている拠点について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準又は固定資産税評価額等に基づいて評価しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 571,488株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	19,559千円
賞与引当金	110,360
ゴルフ会員権評価損	6,799
貸倒引当金	5,784
長期未払費用	29,563
退職給付引当金	110,071
減損損失	108,250
資産除去債務	9,965
その他	68,680
小計	469,036
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△188,536
合計	280,500

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	15,867千円
資産除去債務に対応する除去費用	2,586
その他有価証券評価差額金	49,633
合計	68,087

繰延税金資産の純額

212,412千円

2. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を29.9%から30.8%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	南総総業株式会社	所有直接100.0%	営業取引 役員の兼任	倉庫保管、運送業務の受注	175,083	営業未収金	13,403
				倉庫保管、附帯作業の外注	218,212	営業未払金	4,500
				債務保証(注2)	170,540	—	—
	南総建設株式会社	所有直接100.0%	営業取引 役員の兼任	倉庫設備等の建設及び修繕	106,859	未払金	14,711

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。

(注2) 当社は連結子会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っておりますが、保証料の受取はありません。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 2,127円93銭

1株当たり当期純利益 140円18銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

南 総 通 運 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 石 田 義 浩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 肝 付 晃
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、南総通運株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

南総通運株式会社 監査役会

常勤監査役	古川 幸男	ⓐ
監査役(社外監査役)	大坪 照康	ⓐ
監査役(社外監査役)	菊地 豊	ⓐ
監査役(社外監査役)	御子柴 顯	ⓐ

以上

株主総会参考書類

議案に関する参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保に意を用いつつ、安定的な配当維持に努めることを基本方針としております。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円00銭

総額 235,712,800円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

2. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。今般の経営環境を踏まえ、経営体制の強化を目的とし、取締役1名を増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、予め指名・報酬委員会の同意を得ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株 株式数
1	いま いとし ひこ 今井利彦 (1959年3月22日)	1982年4月 日本通運(株)入社 2002年6月 同社東京ペリカンアロー支店次長 2004年2月 同社埼玉支店次長 2005年2月 当社入社 2005年5月 当社常務執行役員 2005年6月 当社取締役常務執行役員茂原支店長 2012年5月 当社取締役常務執行役員管理本部長 2013年6月 当社専務取締役管理本部長 2015年6月 当社取締役副社長管理本部長 2017年6月 当社代表取締役社長(現任) 現在に至る	562,680株
2	いま ぜき よし たか 今関仁孝 (1960年3月24日)	1983年4月 当社入社 1995年6月 当社東金支店営業課長 2000年9月 当社佐倉配送センター所長 2001年7月 当社執行役員佐倉配送センター所長 2005年5月 当社常務執行役員佐倉配送センター所長 2009年3月 当社常務執行役員東金支店業務部長 2013年4月 当社常務執行役員佐倉支店長 2015年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長 2017年6月 当社専務取締役営業本部長 2023年6月 当社取締役副社長営業本部長(現任) 2024年6月 南総タクシー(株)取締役(現任) 現在に至る	137,500株
3	あお き かつ や 青木勝也 (1963年3月14日)	1987年4月 日本通運(株)入社 2012年10月 同社埼玉支店移転引越次長 2014年5月 日通東京警備(株)営業部長 2015年1月 当社入社 2015年10月 当社東金支店副支店長 2017年4月 当社茂原支店長 2019年6月 当社取締役執行役員茂原支店長 2021年4月 当社取締役執行役員東金支店長 2023年6月 当社取締役常務執行役員東金支店長(現任) 現在に至る	20,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株 株式数
4	伊藤 和久 (1959年2月23日)	1985年10月 当社入社 1998年5月 当社茂原支店営業課長 2003年7月 当社本社管理部次長 2005年5月 当社執行役員総務担当部長 2009年3月 当社執行役員佐倉配送センター所長 2012年5月 当社執行役員茂原支店長 2013年4月 当社執行役員茂原中央支店長 2015年6月 当社取締役常務執行役員茂原中央支店長 2017年6月 当社専務取締役茂原中央支店長 2021年4月 当社専務取締役茂原支店長兼茂原中央支店長 2023年6月 当社取締役副社長飲料物流本部長 兼茂原支店長兼茂原中央支店長 2024年6月 南総総業(株)取締役(現任) 2025年4月 当社取締役副社長飲料物流本部長(現任) 現在に至る	59,600株
5	新任 川崎 誠 (1975年6月18日)	1984年4月 当社入社 2015年4月 当社茂原中央支店伊藤園配送センター長 2016年10月 当社佐倉配送センター所長 2020年6月 当社執行役員佐倉配送センター所長 2023年2月 当社執行役員佐倉支店長 2025年4月 当社執行役員茂原支店長兼茂原中央支店長(現任) 現在に至る	10,900株
6	新任 田中英之 (1975年6月6日)	2008年6月 当社入社 2017年4月 当社管理部総務人事課長 2021年10月 当社管理部次長 2022年6月 当社執行役員管理部部長 2025年4月 当社執行役員管理部長(現任) 現在に至る	26,800株
7	社外 菅野茂徳 (1959年12月23日)	1989年4月 弁護士登録 1994年4月 菅野法律事務所設立 同事務所代表(現任) 2001年11月 AG債権回収(株)取締役(現任) 2016年6月 当社取締役(現任) 現在に至る	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株 株式数
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> よし ざわ とも こ 吉 澤 智 子 (1962年4月7日)	2008年11月 社会保険労務士試験合格 2008年12月 社会保険労務士吉澤事務所設立 同事務所代表(現任) 2013年1月 労働保険事務組合中小企業商工者協会理事長(現任) 2021年6月 当社取締役(現任) 現在に至る	0株
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外・新任</div> たか はし ゆ み こ 高 橋 由 美 子 (1962年9月13日)	1985年4月 水道機工(株)入社 1986年4月 弁理士法人はなぶさ特許商標事務所入所 1990年4月 労働省入省 2018年4月 茂原労働基準監督署長 2020年4月 成田労働基準監督署長 2022年4月 柏労働基準監督署長 2023年6月 一般社団法人日本クレーン協会入所(現任) 現在に至る	0株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別な利害関係はございません。
2. 菅野茂徳氏、吉澤智子氏、高橋由美子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割
- (1) 菅野茂徳氏は弁護士として、豊富な経験と幅広い見識を有しており、中でも企業法務には高い知見を有しております。これらの経験、見識を活かし、経営全般に助言をいただくことで、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけると判断したものであります。
- (2) 吉澤智子氏は一般企業の勤務経験を経た上で、社会保険労務士として長年にわたり、企業社会保険業務分野や労働環境改善分野に従事し、豊富な企業サポート経験と幅広い見識を有しております。この経験・見識を生かし、経営全般に助言いただくことで、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけると判断したものであります。
- (3) 高橋由美子氏は一般企業の勤務経験を経た上で、行政機関の要職を歴任した経験から幅広い見識を有しており、特に企業における安全衛生管理、労務管理に関する高い見識をもとに助言いただくことで、当社の持続的成長など、経営強化に寄与していただけると判断したものであります。
4. 菅野茂徳氏が代表を務める菅野法律事務所と当社は顧問契約を締結しておりますが、報酬額は極めて少額であり、意思決定に影響を及ぼすことはないかと判断しております。また、同氏が取締役を務めるAG債権回収(株)との間には特別な利害関係はございません。
5. 当社と吉澤智子氏が代表を務める社会保険労務士吉澤事務所との間には特別な利害関係はございません。また、同氏が理事長を務める労働保険事務組合中小企業商工者協会との間には特別な利害関係はございません。
6. 当社と高橋由美子氏が所属する一般社団法人日本クレーン協会との間には特別な利害関係はございません。
7. 菅野茂徳氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって9年となります。
8. 吉澤智子氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
9. 当社は東京証券取引所に対し、菅野茂徳氏、吉澤智子氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しており、本議案が可決された場合、高橋由美子氏を加えた3名を独立役員届出書を提出予定です。
10. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告「3. 会社役員に関する事項(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

取締役候補者のスキルマトリックス表

候補者 番号	氏名	当社における 現在の役職	取締役会 出席回数	取締役の専門性・経験・期待する分野					
				企業経営 経験	法務・ リスク マネジメント	財務・ 会計	営業・ マーケ ティング	ESG・ サステナ ビリティ	人材開発・ 労務マネ ジメント
1	今井 利彦 重 任	代表取締役社長 最高経営責任者	13/13	●	●	●	●	●	●
2	今関 仁孝 重 任	取締役副社長 営業本部長	13/13	●	●		●	●	●
3	青木 勝也 重 任	取締役常務執行役員 東金支店長	12/13	●		●	●	●	
4	伊藤 和久 重 任	取締役副社長 飲料物流本部長	13/13	●	●		●		●
5	川崎 誠 新 任	執行役員 茂原支店長兼茂原中央支店長	—	●			●	●	
6	田中 英之 新 任	執行役員 管理部長	—	●	●	●			●
7	菅野 茂徳 重 任	独立社外 指名報酬	取締役	13/13	●	●		●	
8	吉澤 智子 重 任	独立社外 指名報酬	取締役	13/13	●			●	●
9	高橋由美子 新 任	独立社外 指名報酬	—		●			●	●

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 古川幸男、大坪照康の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株 式数
1	新任 たか はし ひさ み 高橋久美 (1956年6月27日)	1975年5月 当社入社 2001年6月 当社取締役管理部長 2003年6月 当社常務取締役管理本部長 2009年3月 南総総業(株)専務取締役 2009年6月 南総総業(株)代表取締役社長(現任) 現在に至る	54,900株
2	社外 おお つぼ てる やす 大坪照康 (1971年5月21日)	1994年4月 (株)新千葉カントリー倶楽部入社 2001年1月 同社代表取締役(現任) 2011年6月 認定NPO法人平尾昌晃ラブ&ハーモニー基金理事(現任) 2017年5月 フジ産業(株)代表取締役(現任) 2017年6月 当社監査役(現任) 現在に至る	15,500株

- (注) 1. 当社と各候補者との間には特別の利害関係はありません。
2. 高橋久美氏は、2025年6月27日開催の南総総業(株)定時株主総会の終結の時をもって、南総総業(株)の取締役及び代表取締役を退任いたします。
3. 大坪照康氏は、社外監査役候補者であります。
4. 大坪照康氏は、経営者としての経験から、幅広い見識を有しており、物流業界からではない客観的な視点から当社の企業経営全般に対して指導及び監査を行えると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 当社と大坪照康氏が代表取締役を務める(株)新千葉カントリー倶楽部、フジ産業(株)との間には特別の利害関係はございません。
6. 大坪照康氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告「3.会社役員に関する事項(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第97期定時株主総会において、年額264,000千円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に当社の企業価値の向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記報酬枠とは別枠にて、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案により支給される報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象取締役は、当社の取締役会の決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものといたします。

本議案に基づき支給される報酬としての当社の普通株式又は金銭債権の総額は、年額100,000千円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)といたします。

なお、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に對して、金銭債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、対象取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しないものといたしますが、対象取締役に對して支給する1株当たりの当社普通株式の額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に對して、譲渡制限付株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給する場合には、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。この場合における1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定します。

対象取締役に對して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年125,000株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社

普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)といたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会への諮問を経たうえで、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は8名(うち社外取締役3名)ですが、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案通り承認可決されますと、取締役は9名(うち社外取締役3名)となります。

また、本議案に基づく、対象取締役に對する当社の普通株式の発行又は処分及びその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分される当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針(なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。)その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割り当てを受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割り当てられた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間(以下「役務提供期間」という。)の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了す

る前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された時点においても、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は取締役の個人別報酬等に係る決定方針を任意の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を経て、2025年5月15日開催の取締役会にて決議いたしました。

その内容は、中長期的視点で経営に取り組みつつ、株主様への利益還元の観点から単年度の業績の向上、利益確保を追求するという考えの下、取締役の報酬は、基本報酬である固定報酬、業績向上に対するインセンティブを高めることを目的とした業績連動報酬、持続的成長を促すとともに株主様との価値の共有を目的とした譲渡制限付株式報酬によって構成するものとしたしました。

また、業績連動報酬の算定指標は「営業利益」とし、「営業利益」を基に取締役会で定めた算定式により算出するものとしたします。固定報酬と業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬の構成比は5：3：2を目標としております。本決定方針に基づき、第116期事業年度に係る取締役報酬については、指名・報酬委員会への諮問を経て、2025年7月15日開催の取締役会に諮り決定する予定となります。

固定報酬、譲渡制限付株式報酬においては社内規程、業績連動報酬は経営数値をもとに、それぞれ事前に定められた算定式に基づき積算されるものであります。

また、積算、検討の過程においては任意の諮問機関である、指名・報酬委員会

への諮問、答申を経て決定されるものであり、公正かつ業績、役職及び職責に対し、相当と判断しております。

社外取締役及び監査役の報酬は、その役割と独立性の観点から固定報酬のみで構成することとし、社外取締役の報酬額は取締役会、監査役の報酬額は監査役の協議によって決定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

TKPガーデンシティ千葉 4階 コンチェルト
千葉県千葉市中央区問屋町1-45 千葉ポートスクエア内



交通

JR京葉線 「千葉みなと駅」 幸町・千葉港・問屋町方面出口
徒歩11分
JR総武線 「千葉駅」 東口 バス10分
千葉モノレール1号線 「市役所前（千葉県）駅」 出入口1
徒歩7分
京成千葉線 「千葉中央駅」 西口 徒歩9分